

敦賀市立看護大学学位規程

平成30年1月31日

敦賀市立看護大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）第32条第2項及び敦賀市立看護大学大学院学則（平成30年敦賀市立看護大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第33条第2項の規定に基づき、敦賀市立看護大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第32条第1項の規定により、卒業を認定した者に授与する。
ただし、本学看護学部教授会の議を経なければならない。

2 修士の学位は、大学院学則第33条1項の規定により、修了を認定した者に授与する。
ただし、本学大学院看護学研究所会議（以下「研究所会議」という。）の議を経なければならない。

(修士論文の提出等)

第4条 修士の学位の授与を受けようとする者は、研究科長の定める期日までに、修士論文を学長に提出しなければならない。

2 提出された修士論文は、返還しない。

3 学長は、修士論文の提出を受けたときは、研究所会議にその審査を付託する。

(修士論文の審査)

第5条 修士論文の審査は、修士論文ごとに研究所会議が選出する委員で構成する審査委員会が行う。

2 修士論文の審査にあたり、研究所会議が必要と認めたときは、審査委員会は他の研究機関所属の研究者の協力を求めることができる。

3 修士論文の審査のため必要があるときは、審査委員会は修士論文の要旨その他の参考資料を提出させることができる。

(試験)

第6条 大学院学則第32条第1項に定める試験は、審査委員会が修士論文及び当該修士論文に関連する科目について口頭試問又は筆記試験の方法により行う。

(審査等の期間)

第7条 修士論文の審査及び試験は、学長がその提出を受けた日から2月以内に行うこととする。ただし、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、修士論文の審査及び試験が終了したときは、審査及び試験の結果の要旨を研究科会議に報告しなければならない。

(研究科会議の審議)

第9条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、修士論文の審査及び試験の可否並びに学位の授与の可否について議決を行う。

2 前項の研究科会議の議決において、学位の授与を可とするときは、構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長に対する報告等)

第10条 研究科長は、前条の議決について、速やかに書面で学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づいて、修士の学位を授与できると認める者には修士の学位を授与し、授与できると認められない者には、その旨を通知する。

(学位記)

第11条 本学が学位を授与する者には、学位記（別記様式）を授与する。

(学位の名称)

第12条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第13条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会又は研究科会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の教授会又は研究科会議の議決においては、構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、本学の学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第9号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

(学位記番号)	年 月 日	(学位授与文言)	学位記
敦賀市立看護大学 学長 (氏名)			大学印
印			(本籍地都道府県名) (氏名) 年 月 日生

※学位授与文言は、学士の学位にあつては「敦賀市立看護大学看護学部看護学科所定の課程を修めたので学士（看護学）の学位を授与する」と、修士の学位にあつては「敦賀市立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻の修士課程において所定の課程を修めたので修士（看護学）の学位を授与する」とする。

※学位記番号は、学士の学位にあつては「学」の次に、修士の学位にあつては「修」の次にそれぞれ通し番号を「第〇〇号」と記す。